

公募要領

令和7年度
ハワイ東西センター連携事業委託業務

令和7年3月

沖縄県

1 委託業務の名称

令和7年度ハワイ東西センター連携事業委託業務

2 目的

本委託業務は、アジア・太平洋地域を中心に世界規模の人的ネットワークを有するハワイ東西センターとの連携プログラムである「小渕沖縄教育研究プログラム」への応募者を増やすこと及び同プログラムの円滑な実施をサポートすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金曜日）

4 予算額

委託費の上限額は、3,625千円以内とする。

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※企画提案公募のため提示した金額であり、契約金額と一致しない場合があります。

※本公募は、国及び沖縄県の令和7年度当初予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び沖縄県議会において令和7年度当初予算が成立しない場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

5 業務の内容

ア 小渕沖縄教育研究プログラムの周知広報、応募者増に向けた取組

- ①同プログラムの周知広報
- ②同プログラム説明会等の実施
- ③同プログラムへの興味・関心向上イベント等の実施
- ④同プログラムへの応募相談支援

イ 小渕沖縄教育研究プログラムの円滑な実施に向けた取り組み

- ①ハワイ東西センターとの連絡調整及び現地調整サポート

ウ 留学生の現状把握及び現地取材等

- ①留学生の状況確認サポート及び現地取材
- ②過去留学生の現状把握及びネットワーク構築サポート

エ 小渕沖縄教育研究プログラム25周年記念式典開催に係るサポート

※本業務の内容詳細については、「令和7年度ハワイ東西センター連携事業委託業務企画提案仕様書」のとおり。

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 沖縄県内に事業所（支店、営業所含む）を有する法人であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) ハワイ東西センターと円滑に連絡調整ができる翻訳及び通訳の能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第167条の4第1項（抜粋）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。共同企業体を構成する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 地方自治法、地方財政法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (9) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- (10) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある場合は、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵

守していること。

- (13) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。
- (14) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- (ア) 共同企業体の場合は、共同企業体の中に管理法人を置くものとする。
- (イ) 管理法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とする。
- (ウ) 管理法人は以下の要件を満たす事を必須とする。
- ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 当該委託業務契約後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任をもって対応することができること。
- (エ) 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行うこと。
- (オ) 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（管理法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、契約不適合責任、協議事項等が記載されていること。
- (カ) 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(5)～(10)要件を満たすこと。
- (キ) 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(1)，(3)要件を満たすこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

提 出 書 類	様 式
①企画提案応募申請書	様式 1
②プレゼンテーション資料 ※同資料の提出は任意です。	任意様式
③企画提案書	様式 2
④事業計画書	様式 3
⑤経費見積書	様式 4
⑥実施体制	様式 5
⑦類似・関連事業実績書	様式 6
⑧法人概要	様式 7
⑨誓約書	様式 8
⑩社会保険に加入義務がないことについての申出書 ※該当する場合のみ	様式 9
⑪共同企業体協定書 ※該当する場合のみ	任意様式

(2) 提出部数

- ・提出部数：提出書類①～⑧ 各 7 部（正本 1 部及びコピー 6 部）

※書類②の提出は任意ですので、必要に応じて作成し提出してください。

提出書類⑨～⑪ 各 1 部 ※⑩、⑪は該当する場合のみ提出

※各書類を A 4 タテのフラットファイルに番号順に並べてページを振り、ファイリングすること。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）16 時必着（郵送含む）※時間厳守

(4) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2 沖縄県庁 7 階

沖縄県企画部 科学技術振興課 担当：島袋

※持参の場合は、土・日・祝日を除く 9 時から 16 時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「令和 7 年度ハワイ東西センター連携事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法（特定記録、簡易書留等）で送付して下さい。

※電子メール及び FAX による提出は受け付けません。

※提出された書類は返却しませんので、御了承下さい。

(5) 不受理及び無効に関する事項

- ① 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。
- ② 応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提案書は受理できません。

8 委託事業者の選定方法

(1) 選定方法

県が設置する企画選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき選定します。選定は非公開で実施することとし、選定の経過等、選定に関する問い合わせには応じられません。

審査結果については、応募のあった全ての提案者（共同企業体の場合は代表者）に対し、文書で通知いたします。

(2) 選定基準

選定は主に次の項目について行われます。

ア 事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること（適合性）。

イ 企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有し、実現可能な提案内容となっていること（実現性）。

ウ 事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある提案内容であること（提案内容の具体性）。

エ 事業を実施するにあたり、妥当な積算となっていること（積算の妥当性）。

オ ア～エの各選定項目を踏まえた全体的な評価（総合評価）

(3) スケジュール（予定）

3月27日（木）----- 公募開始

4月10日（木）16時----- 質問締切 ※時間厳守

4月18日（金）16時----- 公募資料締切（企画提案応募申請書等）※時間厳守

5月1日（木）予定 ----- 企画選定委員会（プレゼンテーション選考）

5月中旬（予定） ----- 契約

※第二次審査（プレゼンテーション審査）の時間等詳細については改めて案内します。

9 契約

(1) 契約の締結

企画選定第1位選定者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、契約条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

また、県と第1位選定者の間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い、合意に至った場合に契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募をすることがあります。

(2) 契約金額

協議により合意に至った選定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

なお、企画提案時に提出された経費見積書と同額にならない場合があります。

(3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

10 対象経費

(1) 経費の区分

本事業の対象経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、原則として以下の経費が対象となります。

経費項目	内容
I 直接労務費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費	
1 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（研究交流、打ち合わせ等）
2 費用弁償 （外部依頼）	外部委員等を招聘するために必要な航空運賃、宿泊費その他滞在に係る経費
3 謝金	事業を行うために必要な委員等謝金、委員等旅費
4 消耗品費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費 ※ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものであって、単価が3万円未満のもの。
5 印刷製本費	事業で使用するチラシ、パンフレット、事業成果報告書等の印刷製本に要する経費
6 使用料	事業実施に必要な会場の使用や、バスの借上げ、機械器具等のレンタルに要する経費
7 広告費	事業を行うために必要な広告費
8 その他 必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代等）
III 間接経費 （一般管理費）	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「I 直接人件費」＋「II 直接経費」の合計額の10%以内とします。
IV 再委託費・外注費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
E 消費税	上記I～IVの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上します。

- ① 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算してください。
- ② 各経費へ計上する際は、労務費等の消費税額が含まれていないものについては、その額を計上し、消耗品費や印刷製本費等のすでに消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。消費税については、各経費を合計した後に乗じて

ください。消費税に小数点以下の端数が発生した場合は切捨て。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上してください。

- ③ 3万円以上の物品については、原則として購入せず、リース等で対応してください。
- ④ 各見積単価は、根拠とした基準又は業者見積等を記載してください。
- ⑤ 労務費単価は、根拠とした算出方法（「委託事業事務処理マニュアル：経済産業省大臣官房会計課 R3.1月」等参考）を記載し、法人独自の受託業務に係る単価規程等を根拠としている場合は、その単価の積算方法及び根拠とした基準資料を添付してください。
- ⑥ カ 一般管理費を計上する場合は、以下により積算してください。

【一般管理費積算基準】

直接経費（A 人件費＋B 事業費（再委託費・外注費は対象外））×10%以内

- ⑦ 直接経費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ その他事業に関係のない経費

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、選定結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめご了承ください。

(3) その他

- ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。
- ② 委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

11 留意事項

- (1) 秘密の保持について、本事業のためにのみ用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、特定の個人を識別しない状態で統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。
- (2) 受託者は、委託業務の管理、成果物の取扱い等、業務の全てに責任を持つこととします。

- (3) 受託者は、委託業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとします。
- (4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。
- (5) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。

12 問い合わせ先

本公募内容に関する質問等に関しては、令和7年3月27日（木）から令和7年4月10日（木）16:00までの期間に限り、メールで受け付けます。（日本語のみ）

お問い合わせの際は、「令和7年度ハワイ東西センター連携事業委託業務提案に係る様式集」の「質問書（様式10）」に質問内容を記載のうえ、メールに添付して下記【問い合わせ先】宛てに送付してください。

質問への回答は沖縄県HPへ随時掲載いたします。

なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

【問い合わせ先】

沖縄県企画部 科学技術振興課 科学振興班

Eメール：aa012100@pref.okinawa.lg.jp

※メール送付の際は、件名を「【質問(質問者名)】令和7年度ハワイ東西センター連携事業委託業務」とご記載ください。